

# 衛星基幹放送におけるマスメディア集中排除原則の見直しについて

- 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」において、認定放送持株会社の関係会社である衛星基幹放送事業者に係るマスメディア集中排除原則については、衛星放送のシステムの安定運用の観点や放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から、緩和することが適当である旨提言。
- 具体的には、認定放送持株会社の関係会社が使用することができるトランスポンダ数の上限を、現状の0.5トランスポンダ※から、認定放送持株会社制度を利用していない衛星基幹放送事業者と同等の4トランスポンダとすることとし、所要の制度整備を実施（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令を改正）。

（※）HD・SD番組及び4K番組それぞれ0.5トランスポンダまで使用可能

地上基幹放送事業者等：地上基幹放送事業者、地上基幹放送事業者を支配する者、地上基幹放送事業者により支配される者、地上基幹放送事業者を支配する者により支配される者（⇒ 認定放送持株会社の関係会社は地上基幹放送事業者等に該当）

区分		衛星基幹放送	
		BS放送	東経110度CS放送
申請者			
地上基幹放送事業者等以外	認定放送持株会社の関係会社	4トランスポン	
地上基幹放送事業者等	認定放送持株会社の関係会社	× (原則兼営・支配を禁止)	2トランスポン

HD・SD番組と4K番組の両方を行う場合、HD・SD番組及び4K番組それぞれ4トランスポンダまで使用可能

⇒ 認定放送持株会社の関係会社にも適用

適用する上限を変更

認定放送持株会社の関係会社の場合、HD・SD番組及び4K番組それぞれ0.5トランスポンダまで使用可能